

公明党が「独自」の自衛隊明記案

7/19 五條

公明党は参院選公約で、憲法への自衛隊明記について「検討を進めていく」と前回きな姿勢を示していました。

山口那津男代表は選挙の結果を受けて「自衛隊は大部分の国民が容認している」(1日)などとして、自衛隊の憲法明記について慎重ともされる発言をしていましたが、この間、公明党は「独自」の自衛隊明記案を提起しています。

憲法審で提起

同党の北側一雄副代

表は5月19日の衆院憲法審査会で、自衛隊法7条が「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有する」としてい

るとして、「内閣総理大臣が内閣を代表して指揮監督権を有する、これを憲法価値に高めていく」という意味は十分理解できる」と強調。

「その位置つけは、恐

らく憲法の72条とか、73条に内閣総理大臣の権限とか内閣の職務について規定されてい

る。ここに(自衛隊を)書き込んでいくのも考えられる」と述べてあります。北側氏は「私個人で思っている」などと述べましたが、党の副代表が憲法審査会で提起した意味は大き

く憲法72条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外

交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する」と規定。73条は、法律の処理など、内閣の行

事務」(1~7項)を規定しています。

他方で、9条2項の「戦力不保持」規定と72条または73条に明記される「自衛隊」との関係はどうなるのか、自衛隊の権限の範囲はどうなるのかなどはこれだけでは明確にならず、「最大の実力組織」に対する憲法の制限は不明確です。これらの点は当然、条文に書き込まれざるを得ません。そうなると、9条に自衛隊を明記することやはり違いはないことになります。

いざれにしても、実

体的に「戦力」である

自衛隊を憲法に書き込むことで、9条2項の「戦力不保持」規定が空文化していくことは間違ひありません。

公明党は9条2項の空文化にまで手を染め

るのかが厳しく問われ

ます。(中粗賀一)
また、日本維新の会が5月18日に示した案

で、「第九条の二」前

記で、改憲原案作成の

動きに公明党も加わった。

より、行政各部の「と

して自衛のための実力

組織として自衛隊を保

持する」としていま

す。しかしでも内閣総理

大臣の指揮のもとに自

衛隊を置くところが

ポイントの一つとなっ

ており、公明党案と類似しています。